

練馬区選挙管理委員会傍聴および会議録の閲覧規程

平成31年3月1日

選告示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、練馬区選挙管理委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴および会議録の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、練馬区選挙管理委員会傍聴申請書（第1号様式）を、練馬区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

2 申請書を提出した者（以下「傍聴人」という。）は、職員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器に用いられるおそれのある物または危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他委員長が適当でないと認めた者

(傍聴人の数)

第4条 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、つぎに掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論について批評を加え、または賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、雑談、または騒ぎ立てる等をしないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) その他会議を妨害し、または会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退出)

第7条 傍聴人は、つぎに掲げる場合には、速やかに退出しなければならない。

(1) 会議が非公開となり、委員長が退出を命じたとき。

(2) 傍聴人がこの規程に違反し、委員長が退出を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退出を命じられた者は、当日再び傍聴することができない。

(会議録の閲覧の申出)

第8条 会議録の閲覧をしようとする者は、委員長に練馬区選挙管理委員会会議録閲覧申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定により、閲覧の申出があったときには、委員長は会議録の写しをもって閲覧をさせるものとする。

(会議録の閲覧の実施等)

第9条 会議録の閲覧は、職員の立会いのもとで、委員長が指定した時間および場所で行う。ただし、非公開とされた会議録は閲覧させないことができる。

2 委員長は、前項の規定に違反するおそれがあると認められたときは、会議録の閲覧を中止させることができる。

(委任)

第10条 その他、この規程に定めのない、会議の傍聴および会議録の閲覧に関し、必要な事項は選挙管理委員会で定める。

付 則

この規程は、平成31年3月1日から適用する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

練馬区選挙管理委員会委員長 殿

申請者 住所
氏名
電話

練馬区選挙管理委員会傍聴申請書

年 月 日開催の会議を傍聴したいので、練馬区選挙管理委員会傍聴および会議録の閲覧規程第2条の規定に基づき申請します。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

練馬区選挙管理委員会委員長 殿

申請者 住所
氏名
電話

練馬区選挙管理委員会会議録閲覧申請書

練馬区選挙管理委員会会議録の閲覧を、下記のとおり申請します。

記

1 閲覧希望日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

2 閲覧を申請する委員会会議録

年 月 日分